

教職員のみなさまへ

学校（園）で児童から虐待や性被害の訴えを受けたら・・・

児童から被害の届け出、相談

学校（園）で児童から聞き取り
（詳しい話を聞こうとせず、児童が自発的に話した内容のみ聞き取り、「誰が」、「何を
した」だけで十分です。）

※加害者が保護者である場合は児童相談所へ
加害者が保護者以外の場合は警察へ通報

【警察官や児童相談所の職員が教職員の皆様から聞き取る内容の例】

- ・児童から被害を打ち明けられたときの状況（体裁は問いませんので、児童と学校関係者の言葉のやりとりの詳細について、ありのままに記録願います）
- ・児童から被害を打ち明けられてから警察や児童相談所への連絡に至るまでの流れ
- ・被害児童について、普段の学校での生活状況

【提出いただきたい資料の例】

- ・家庭連絡票
- ・年間行事予定表
- ・時間割

警察署または児童相談所に通報（情報は共有します。）

児童の安全確保
例：家庭内被害の場合、必要に応じて
児童相談所による一時保護

代表者聴取するかどうかは、警察、児童相談所、検察庁の三者が協議して決めることとなります。

警察、児童相談所、検察庁が協議し、代表者聴取※

※「代表者聴取」については裏面をご参照ください

代表者聴取により聞き取った内容を基に事件捜査



教職員のみなさまへのお願い

児童にとって、教職員の存在は非常に大きなものです。

そのため何度も同じことを聞かれたり、誘導するような聞き方をすると、被害に遭った記憶が、違う記憶に書き換えられてしまうことがあります。

「どうして?」「なんで?」と聞き返されたり、繰り返し同じことを尋ねられると、児童は「自分が間違っているんじゃないか」、「別の答えを求められているんじゃないか」と思い込み、当初と違う話をする場合があります。

他県では、教職員、警察官、児童相談所職員等何人もの関係者が被害を受けた児童から繰り返し聞き取りをした結果、被害の記憶が書き換えられ、代表者聴取で全く違う内容を話してしまったり、面接官に一言もしゃべらなくなったりして被害事実を正しく把握できず、その結果、無罪判決となってしまい児童の権利利益を守れなかった事例もあります。

児童の話をキャッチし、聞き取りすぎずに次につなげることが、その子を救い出す一歩につながります。

虐待の被害や性被害を受けた児童の対応について

児童が、保護者以外からの性被害や保護者からの虐待（性的虐待も含む）を受けた場合、事情聴取を受ける際の精神的負担を減らそうと、警察、児童相談所、検察庁が連携し、面接官が一括して聞き取りを行う「代表者聴取（※）」が導入されています。

また、警察と検察庁は、この代表者聴取で得られた証言をもとに事件捜査を行っており、代表者聴取で得られた児童の証言は非常に重要な証拠になります。

しかし、代表者聴取を行う前に児童が教職員の方々や保護者などいろいろな人に話をしたり、話を聞かれたりすることによって、代表者聴取の前段階で記憶が変遷したり、思い込みが入ったりして正確な情報が聞き出せなくなる場合があります。容疑者を逮捕して、その後、裁判になっても、被害に遭った児童の証言が変わったり、事実と違う部分があったりすると、代表者聴取そのものの証拠の信用性を否定されてしまうことにつながり、最終的には、児童の権利利益を守ることが難しくなる場合があります。

教職員の皆様をお願いします。児童から被害の訴えを受けた場合、次のことに気をつけて話を聞いてあげてください。

代表者聴取の年齢は、原則、満4歳から小学生までの児童を対象とし、必要と判断すれば中学生以上18歳未満の児童にも代表者聴取を行っています。また、知的障害や精神障害を有する成人の性犯罪被害者に対しても実施する場合があります。



←【参考】
出典
YouTube「司法面接啓発ビデオ2018」
司法面接支援室作成



←【参考】
出典
YouTube「事実調査のための面接
－司法面接を参考に－」
文部科学省作成

大人の方から詳しい話を聞き出そうとしない、「誰が」「何をした」だけで十分です

「いつ」「どこで」「どのように」「何を」「何回」などの具体的な状況については、児童が自発的に話してきたときにだけ、聞いてください。例えば、「何があったの?」「どうしたの?」などと尋ねます。

児童を心配するあまり、いろいろなことを深く聞いたり、多くの大人が何度も話を聞くことで、児童は負担を感じる場合がありますし、記憶が曖昧になることもあります。また、「どうして?」「なんで?」と聞き返されたり、繰り返し同じことを尋ねられると、児童は「自分が間違っているんじゃないか」、「別の答えを求められているんじゃないか」と思い込み、当初と違う話をする場合があります。

関係機関へ報告していただく内容は、児童の言葉で構いません。また、「嘘でしょ?」と否定したり、「こういう意味だよな?」「こうだったんじゃないの?」と誘導することは控えてください。

「誰にも言わない。」などの出来ない約束はしない

児童から「誰にも言わないで」と言われても、「わかった、誰にも言わない」とできない約束はせず、「あなたを守るために安全を守る人たちに相談したい、力になりたいから相談したい」と伝えてください。

「よく話してくれたね」「がんばったね」と言葉をかけ、児童の話を受け止める

児童の話す内容が、信じられないような衝撃的な内容でも、嫌悪感等をあらわにすることなく、中立的な態度で、話を聞いてあげてください（児童は敏感です、幼くても相手の顔色や表情で嫌悪感がわかります）。

「よく話してくれたね」「がんばったね」と労いの言葉をかけてあげてください。

確実な記録

児童が教職員の方に話した内容などは、体裁は問いません（メモで構いません）ので、その都度、確実に記録してください。「児童が言った言葉をそのまま」記録するようお願いします。

児童が話してきたときの状況（「放課後に職員室に尋ねてきた」など）や日時を記録してもらえると助かります。

また、保護者からの虐待の場合、捜査の妨げになることがありますので、安易に保護者に連絡をとらないこともお願いします。

